

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

No29=1994年3月号

☆特集/ '94子どもの権利条約キーワード 学校に子どもの権利条約

★子どもの権利条約絵はがき特別頒布キャンペーン

- ◆指標=『世界子ども白書』94/戦争と子ども：必要な新しい倫理 1
- ◆子どもの権利条約批准承認案が可決 2

☆シリーズNo.10/学校に子どもの権利条約を

- 高校での制服について、アンケート結果から考える 内野みち子 4

☆会員&読者のみなさまからのおたより

- 資料=九州弁護士会連合会大会の宣言 14

☆シリーズNo.11/学校に子どもの権利条約を

- 学校保健、「子どものため」から「子どもとともに」をめざして 畠山清子 16

★DOCUMENT (No. 8) 子どもの人権と教育関係の報道と記録から 18

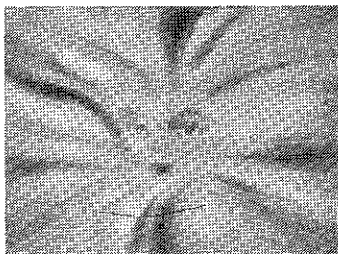
- ◆子どもの人権連に寄せられた書籍&資料 (No. 8) 3

◆子どもの人権連広報委員会から……菅 源太郎

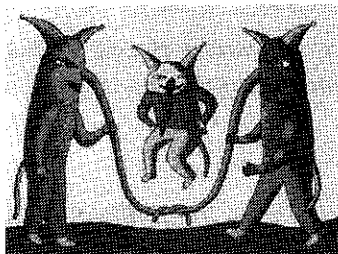
◆ 活動の基調 ◆

私たちは、憲法・子どもの権利条約・児童憲章・教育基本法・児童福祉法などの理念にのっとり、子どもの権利を考え保障する運動を学校・家庭・職場・地域から大きくおこします。「子どもの権利基本法」(仮称)の制定について研究し、その具体化をめざします。

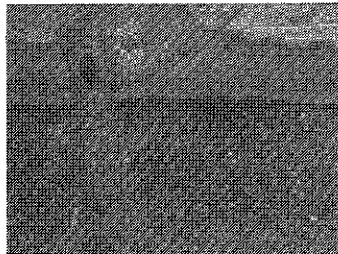
◆ 子どもの人権連制作 ◆
**子どもの権利条約絵はがき
 特別頒布キャンペーン**



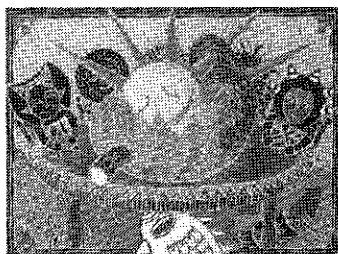
第1条 子どもとは…18歳未満の人を<子ども>といいます。



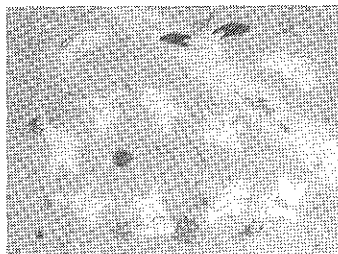
第6条 いちがたいせつ…子どもは、生まれたときからいのちをたいせつにされ、すくすくとそだつ権利があります。



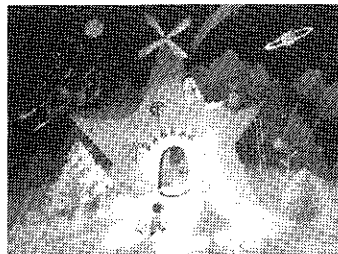
第16条 秘密は守られる…子どもだって秘密はちゃんと守られます。



第2条 差別ダメ…男の子も女の子も、障害をもっている子どもみんな平等。どんな家に生まれても、どんな国の子ども差別されません。



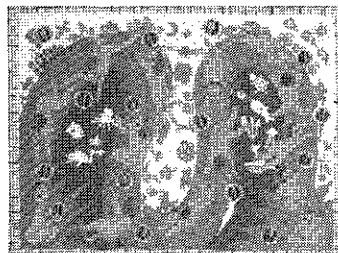
第12条 自分の意見を言うこと…子どもは、自分に関係あるどんなことでも、いつでも意見をいうことができます。



第19条 子どもに暴力をふるってはダメ…親やおとなは、子どもに暴力をふるったり、ほったらかしにしてはいけません。



第3条 子どもが一番たいせつ…子どもは、一番たいせつにされます。国は、親といっしょに、子どものしあわせのために努力します。



第15条 グループをつくったり、つどいをひらくこと…子どもは、グループをつくり、集会をひらく自由や権利があります。



1. 子どもの権利条約絵はがきセット (8枚セット・ケース入り)
2. 定価=1セット200円 (送料72円)

但し、10セット以上ご注文の場合は特別価格とします。

	会員割引	非会員割引
10セット以上	1,500円	1,700円
20セット以上	2,800円	3,000円
30セット以上	3,900円	4,200円

3. ご注文は、同封しました「子どもの人権連行ハガキ」をご使用下さい。会員の場合は、会員である旨をご明記下さい。

子どもの権利条約 ポスターカード

ねえ～
 じんせいって
 やりなおしがきくの

子どもは生まれながらにして権利を持っています。国は、親といっしょに、子どものしあわせのために努力します。

子どもの人権連
 〒101 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館5F ☎03-3265-2174

★ ステキな絵はがき使って
 あなたも権利条約の広報を ★

子どもの人権連
 (東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F)
 TEL 03-3265-2174 FAX 03-3230-0172

指標 ◆世界子供白書 THE STATE OF WORLD'S CHILDREN 1994

戦争と子ども：必要な新しい倫理

1990年代のいま、世界は戦火時下にある地域の子どもを守るという点で、重要な岐路に立っている。

いっぽうでは警戒すべき後退が生じているようにみえる。以前は戦争の主な犠牲者は兵士だった。だが現代ではもはやそうではない。過去10年間だけをとっても、武力紛争によって150万人もの子どもが殺された。さらに400万人もの子どもが戦争で障害を負い、手足を失い、失明し、脳に損傷を負った。少なくとも500万人の子どもが難民になり、さらに1200万人の子どもが住んでいる村を追われた。紛争で農作物や社会基盤、診療所、学校が破壊されて、さらに多くの子どもが健康や栄養、教育の面で犠牲を強いられている。

最近では旧ユーゴスラビアで女の子に対するレイプが戦争の計画的な兵器として使われている。世界の多くの地域で子どもが拷問を受け、残虐行為を目撃し、あるいはそれに参加させられている。何十万人もの子どもが地雷で障害を負っている。さらに多くの子どもが軍隊に徴兵され、麻薬や武器を与えられ、他人の苦しみに無感覚になっている。はっきりした数はわからないが、何百万人もの子どもが、いまや新しい国際用語になった恐ろしい言葉の一つである精神的障害の後遺症に苦しんでいる。

未曾有の数のそれらの報告に接するとき、私たちは文明の虚飾がこれほどまでにはげ落ちた時代はかつてなかったと結論することができそうである。

他方では成人の世界の最悪の罪から子どもを守ることが新たに約束され始めたことを示すかすかな兆しがみられる。報道機関が子どもに対する残虐行為を盛んに報道していることそれ自体がその例である。同時に世界のすべての国で市民が立ち上がり、献身的なNGO（非政府機関）も急速に増えて、子どもが戦争で虐待されるのを防ぎ、犠牲になった子どもを支援するようになってきている。

世界の政治指導者が1990年の「子どものための世界サミット」で署名した宣言は「戦争あるいは紛争が続いている地域では、子どもの利益のために休戦期間および非戦闘地域（『救援の回廊』）が守られる」ことを求めている。1990年代にはまた、それらすべての努力のための新しい枠組みが「児童の権利に関する条約」という形で結実した。条約はすべての子どもが基本的な保健、栄養、教育を保障される権利をもつことを宣言するとともに、武力紛争下の子どもを守るための具体的な規定を盛り込んでいる。条約は採択されてから4年の間に150カ国以上の政府によって批准された。このように早く第1段階に進むことができた人権条約はほかにない。ユニセフはこの条約が1995年までに国連184の全加盟国の批准を得て、子どもの生存、保護および発達のための基準になり、この基準を満たせないことが国の恥になることを願っている。

近年ではこのような新しい運動が現実の成果を上げ始めた。戦争のすべての当事者が子どもの保護で合意すべきだという主張が定着し始めたのは、エルサルバドルで「静穏の日」が設けられ、内線のもとで子どもが毎年数日間、予防接種を受けられるようになってからである。レバノンの全国予防接種デーやスーダン内戦中の「平和の回廊」も、この原則が実施に移され始めたことを示すもう一つの例であり、湾岸戦争中やサラエボの最悪の日々に行われた子どもの不可欠のニーズを満たすための努力も同様である。

以上のすべてがそうであるように現実の世界では2歩前進、一歩後退が常であり、市民の声高なねばり強い行動の要求によってのみ前進が可能になる。

（ユニセフ『世界子供白書』1994より）

「子どもの権利条約」(政府訳=児童の権利条約) 批准承認案が国会を通過、批准手続きへ

1 批准承認案が衆・参両院可決・承認

1993年11月26日に閣議決定された「子どもの権利条約」(政府訳=児童の権利に関する条約)の締結について承認を求めるの件は、3月4日の衆議院での外務委員会→3月7日の本会議での可決、3月29日の参議院外務委員会→同日の本会議で全会一致可決された。

これを受けて政府は批准書を国連事務総長に寄託することになるので、日本が締約国入りをするのは4月下旬頃になる。

2 閣議決定内容のポイント

1992年3月13日に宮沢内閣のもとで閣議決定された際の訳文と次の3箇所が異なった訳文となった。

それは、条約第32条1項(経済的搾取・有害労働からの保護)、条約第37条c項後段(自由を奪われた子どもの適正な取扱い)、条約第45条d項(子どもの権利委員会の作業方法)の3箇所である。この訂正箇所は、『子どもの権利条約対訳集』(子どもの人権ブックレットNo.2のP.8~P.9参照)で「誤訳と思われる」と指摘した3項目のものである(『いんふおめーしょん子どもの人権』No.26=93年12月号P.21~P.24に詳報)。

3 訳文訂正をめぐる質疑のポイント

秋葉忠利議員は、衆議院外務委員会質疑で①上記のような「訳文のまちがひ、誤訳が見つければ(指摘されれば)第126通常国会での審議の際のかたくな態度(「政府訳に誤りはない」)をとるのではなく、より合理的な訳文を検討するなり、適切な訳文のための体制を考えるべきだ」と述べた。

これに対し、外務省(小池審議官)は、「従来、条約訳文作業は外務省での検討→関係省庁との協議・検討→内閣法制局というプロセスでおこなってきたが、今後はこれまでに以上に慎重に検討作業をおこなうとともにより適切な訳文作成のために外務省内に『訳文委員会』を設置する」と答弁。

秋葉議員は、外務省のこうした態度を一定評価するとともに、「こうしたことをやらなくても、例えば、子どもの人権連という民間団体がすでに『子どもの権利条約対訳集』で事実として誤訳の存在を指摘していることから明らかな通り、広く民間をも含めた幅広い声に政府が謙虚に耳を傾けていれば防ぐことができた問題。従来政府は、条約審議の際、訳文の是非を含めた承認案についての審議権は国会にはないとの態度だったが、こうした経過をふまえるならば、審議権は国会にある、と理解する」と表明。

これに対し、羽田外相は、「誤訳は本当に申し訳ない(後で「誤訳」ではなく、「より適切な訳に訂正した」と訂正発言)」「今後は、条約審議するにあたって、また、国民にもわかり易い言葉使いをするように努力する」「過去の法令等との関連上、『子ども』という訳はできないが、第126通常国会での決議内容(児童の権利条約に関する件)の趣旨をふまえ、『児童の……』だけでなく、子どもたちにも広報し条約を理解してもらうために『子どもの権利条約』という名称を使った広報活動に努力する」ことを表明した。

また文部省(富岡高校課長)は、学校現場への広報活動・周知徹底について「現時点で児童・生徒、教職員の多くは条約を知らないと思う。今後、学校関係者への通知での徹底、各種研修会等での周知方に努める」と答弁した。

この後、①法務省が構想している子どもの人権擁護委員(既存の人権擁護委員から選任)、②婚外子差別・住民票続柄問題などについて質疑がおこなわれ、①については「全教職が一体となって学校でのいじめをなくすとりくみに努めることが大事」(文部省)、②に関しては、「社会状況の変化に対応するため、婚外子差別(民法900条)問題について法制審議会での審議経過を見守り、結論は最大限尊重したい」(法務省)旨の答弁がおこなわれた。

4 子どもの人権連、鈴木祥蔵代表委員の 談話 (1994年3月29日)

- ① 「子どもの(児童)権利条約」の批准承認を歓迎する。
- ② 条約名称が「子どもの」ではなく「児童の」となってしまったのは残念である。
- ③ 条約42条(広報義務)に沿った広報活動を文部省をはじめ各省庁がこぞってパンフレットの作成などで啓発活動を推進すべきである。
- ④ 子どもの参加権を尊重し、家庭—学校—地域で自由に子どもが意見を表明する権利(12条)、休息・余暇・文化的な生活への参加(31条)などの行使・保証することを一層進めなければならない。
- ⑤ 今年は、国際家族年であることを考慮し、最近増加している子どもの虐待に対する世論を高めていく必要がある。

5 子どもの人権連広報委員会コメント (1994年3月29日)

- ① 本日、参議院外務委員会本会議において、懸案の「子どもの権利条約」(政府訳=児童の権利に関する条約)批准承認案が、衆議院に引き続き可決された。

すでに156か国(94年2月末)が締約国となっており、4月4日からは第6会期子どもの権利委員会が開かれることから、遅きに失したと言わざるを得ない。しかし、国会承認をふまえて政府が批准手続きをおこなおうとしていることを歓迎したい。

- ② 私たちは、これまで一貫してChildの訳を「児童」ではなく「子ども」とすること、条約の趣旨に沿って関係国内法を見直し改正をめざすこと、「条約」批准を契機に子どもに関する総合的施策を推進する機関の設立などを求めてきた。

これらについて、政府は、明確な態度表明は避けたものの、「子どもの権利条約」の名称も使った積極的な広報活動の推進、子どもの人権擁護構想、児童福祉アドボケーター(権利擁護者)設置構想など、「権利条約」を契機にした政策が打ち出されていることを評価したい。

★ 子どもの人権連に寄せられた

書籍 & 資料 (1994年2~3月/No.8)

(☆ お願いはここで紹介したものは、子どもの人権連では扱っていません。直接お問い合わせ下さい ☆)

- ① 「全国婦人新聞」No.1056→全国婦人新聞社 03-3343-1846
- ② 「PTA研究」第240号→全国PTA問題研究会 03-3439-0170
- ③ 「婦人新聞」No.638→03-3816-1862
- ④ 「高教組かごしま」(子どもの権利条約特集集) 94年2月3日→鹿児島県高等学校教職員組合 0992-25-1414
- ⑤ 「結婚改姓を考える会ニュース」No.62
→結婚改姓を考える会 0798-52-9506
- ⑥ 「ネット川崎」No.24、「川崎会議ニュース」No.18、「宮前ネットニュース」No.61
→川崎ネットワーク運動 044-866-7912
- ⑦ 「げきじょう」No.32→全国子ども劇場おやこ劇場連絡会 0426-45-9548
- ⑧ 「VOICE OF CHILD WORKERS」No.19 & 20
→角谷三樹子氏 0429-78-1267
- ⑨ 「アジア記者クラブ通信」第22号
→アジア記者クラブ 03-3367-4255
- ⑩ 「VOICE 住民票続柄裁判交流会通信」第48号→住民票続柄裁判交流会 03-3302-3345
- ⑪ 「思想運動」No.495→活動家集団思想運動 03-3294-0471
- ⑫ 「売春問題ととりくむ会ニュース」No.108
→売買春問題ととりくむ会 03-5386-4041
- ⑬ 「SSKR 障害児を普通学校へ」No.126→障害児を普通学校へ・全国連絡会 0426-77-9019
- ⑭ 「教研総研ニュース」No.13→国民教育文化総合研究所 03-3230-0564
- ⑮ 「元気の出る情報・交流誌手をつなぐ」No.457
→全日本精神薄弱者育成会(手をつなぐ親の会) 03-3431-0668
- ⑯ 「同和教育」1994年2月号→全国同和教育研究協議会 06-568-0418
- ⑰ 「新しい家族」第24号(養子と里親制度の研究)→養子と里親を考える会 03-3812-2605
- ⑱ 「別姓ジャーナル」第23号→夫婦別姓の法制化を実現する会
- ⑲ 「リーダーの友」No.173→社団法人ガールスカウト日本連盟 03-3460-0701

★シリーズNo10/学校に子どもの権利条約を★

高校での制服について アンケート結果から考える

TEXT BY 内野みち子

(神奈川県高等学校教職員組合・
女性解放教育委員会/県立川崎北高校)

本日は制服問題について報告をさせていただきます。厚いレジュメの一番最後のほうに、この秋の県教研でレポートしたものを載せておきましたので、それをごらんいただきたいと思います。きょうは後半のアンケートを中心にお話をしたいと思います。

1 私服姿の高校で感じたこと

いま神奈川県の中に、標準服という制服も残したままで生徒が自由に服を着てきていいという高校が3つあります。

その3校とも、いわゆる高校紛争の時代に生徒たちが主体的に服装の自由化を選んできたという経歴があります。私が16年前に勤めたときに、制服問題を話題にすると、それはタブーであると。職員の中で、あの紛争のいやな思いをもう一度思い返すのはいやだというような感じで、とても議論にならなかった。そういう時代を経てきて今日に至っているのではないかと思います。

いろいろ思うところが私たちもあったのですが、つい先日、この中の1校である、ある高校に私は出張で行きました。

トイレに行ったら、何人かの女性が並んでいる。教員トイレだったのですが、どう見ても若い女の子だったのでこれは生徒ではないかと思ったのです。3人、4人並んで、順番が来るのを待ちました。そのときに、「あ、制服がないというのはこのことだな」と。

制服がないという状況というのは、私はいろんな学校を見ていて、はたから見ている目しか経験したことがないので、一緒に並んでトイレを待つという、そういう経験をしたのは始めてだったのです。そのときに、「制服というのは本当に生徒を管理するための道具としてあるんだ」と。私服でいれば教師も生徒もわからないわけです。だからトイレも一緒に並ぶわけです。そこが私服化していくことの重要な視点だなというふうに思い当たりました。

それから今回のそういうアンケートに至ったわけです。今回私たちは以下の2点で、幾つかの学校にアンケートを行いました。1つ目は、生徒たちは制服をどのようにとらえているか。もう一つは、制服が男女で区別されていることについてどう考えているか、の2点です。

2点目に関しては、神奈川高教組の新聞がありますが、この春「こんな区別は差別です。あなたの職場の性差別チェック」という項目の中に、席が男女で区別されているとか、混合名簿ではないとか、いろんな項目があって、その中に、制服が男女で区別されているという項目も入れたわけです。

◆資料

★こんな区別は差別です。 あなたの職場の性差別チェック☆

※「高校神奈川」新聞(1993年4月15日)より
※神奈川高教組女性解放教育小委員会

- 対生徒
- ①性別名簿を使っている
 - ②男子校または女子校である
 - ③男女別の制服を強制している
 - ④行事等で男女別の役割分担がある
 - ⑤男女別に行なっている授業がある
 - ⑥下校時間の規定が男女別に設けてある

- 対同僚
- ①行事等で男女別の役割分担がある
(受付、接待、卒業式の介添え役等)
 - ②女性だけにお茶当番がある
 - ③女性の担任の数を限定している
 - ④会計や記録の係は女性が多い
 - ⑤職員名簿等で男性が優先されている

そういう視点で今回のアンケートを行なってみました。

2 生徒の制服観から考える

制服を生徒たちはどのようにとらえているか。アンケートAは制服のある学校3校、1・2年生を対象にしています。Bは制服の自由化された、標準服も含めていろいろ着られる、ないところもありますが、そういう3校にお願いしたアンケートです。

アンケートA、毎日制服を使用している生徒に対してその存在を問うたところ、70%の生徒が制服を肯定的に受け入れているわけです。その理由は、私もアンケートをとって非常にびっくりしたのですが、いろいろ選択肢ある中で「ウ。服装について悩まなくてよい」という回答が過半数を得たわけです。

教師・親が肯定する際に挙げる、規律正さや経済性というのは全然生徒にとっては問題ではなかった。

一方、ないほうがいい、なくすべきだと答えたのはわずか30%ですが、その理由としては、ほとんどが、服装は自由であるべきだと。いわゆる制服肯定派の消極的理由に対して、否定派というのは自分の主張として制服を否定している。その辺の違いがあったと思います。

またアンケートの中には、規制するとよけいに制服を着飾ったりする。最近の生徒によくありますけれども、そういう学校の管理に一言述べたようなものもありました。

この同じ問いを制服の自由化された学校に尋ねたところ、なくてよいという回答が85%ありました。その内容も、服装は自由であるべきだということです。それから、実際に私服を着ているところから、機能的だとか、衛生的だとか、ファッション感覚が磨かれるとか、それなりの回答があって、生活実感として私服を受け入れている、評価しているという様子がかがわれました。

自由化された学校の生徒に、制服のある学校についてどう思うかと尋ねたところ、憲法に保障された

表現の自由が認められるべきだ、おかしいではないか。制服のある学校は管理されている、憲法違反ではないかというような意見もありました。

私が整理をして一番気になったのは、服装について悩まなくてよいという回答です。

アンケートAでは65人、アンケートBでは14人がこの回答を選んでいます。この数字の差というのは、まさに、悩まなくてよいという安易さを生徒がやすやすと受け入れている、そういう体質をいまの学校がつくってきているのではないか。そういう愕然とした思いを持ちました。

それでは、生徒たちは制服を、また私服をどんな気持ちで着用しているのかということで、いやだと思ったことがあるかどうか聞いたところ、半々です。それは実際に着ていて、天候や寒暖の調整ができないとか、汚れ、しわが気になるという制服の非実用性を挙げている回答が非常に多かったわけです。

また制服のない学校の生徒に自由化されていてよかった点を尋ねたら、それと非常に対照的な、制服の機能性のなさに対して、私服は着ごちや動きやすさがある。それから、天候や寒暖の調節ができる。また、束縛感がない、開放的だとか、個性が発揮できると答えたのも3割ありました。

これらの回答は、全く自由記入で生徒に書いてもらったのですが、そういうことを考え合せると、制服のある学校の生徒がいかにかに制服に不便を感じ、また私服使用の学校では生徒がいかにかに自主的に制服を選んで着ているかということがわかると思います。

3 制服はなぜ変わらないのか？

こういうふうと考えていきますと、制服というのは、本当に戦前や戦争直後から変わらないのです。庶民の服装の歴史というのを考えてみると、戦後の歴史を考えてみると、どんどん機能的に、自由に、

★子どもの人権連ブックレットNo.2★
子どもの権利条約
対訳集 A5版
 500円(¥240)

◇ 解説=子どもの権利条約の批准にあたって ◇
 ~ その問題点と課題 ~

はじめに/条約についての認識と、とりあつかいの問題点、留保・解釈宣言の問題点/政府訳の問題点/名称の問題点/個別の問題点

◆ 政府資料=児童の権利条約の締結についての承認を求め
 るの件、日本国政府の留保、外務省の説明書

英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ駐日事務所訳(仮訳)

子どもの人権連

東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育
 会館 03-3265-2174 F=03-3230-0172

そして個性豊かにつくり変えられている中、制服だけが、デザインも着ごちも昔のままで捨て置かれた存在であったと言えるのではないのでしょうか。変えられなかったのは、学校が管理の場であったということの証明にほかならないのではないかと思います。

また最近あちこちの学校で検討されているように、制服ニューファッションというか、非常にカラフルなスタイルの、かっこいいものに変える運動がありますが、それで事足りると言っているのだろうか。

アンケートAで、制服がいやな理由として、学校がわかってしまって恥ずかしいというのが多数の意見としてありました。まるで学校名を書いた札をぶら下げて歩いているようなものだ。勝手に輪切りにしておいて、これはひどいではないかという怒りの声を聞いたこともあります。だらしく見えるからとか、地域から嫌われるからとか、不統一があるということはすぐ管理する場の美意識というのを越えてしまうのですが、みだしなみというのは一体どうということなのか考えるべきではないのでしょうか。

2番目のテーマですが、制服が男女で区別されていることについてどう考えているかということを書きました。

これはメンバーが質問の理由を説明しながらアンケートしたものではなかったので、私たちが意図した答えにはならなかったのですが、アンケートAの70%、アンケートBの36%が、区別されて当然と答えています。

その理由は、男と女は違う、男がスカートは変とか、そういう答えとか、また異性を意識してか、男女の区別がついていると電車の中で見分けがついていいとか、そういうのもありました。区別されると考えるのは変という回答もありましたが、事実区別というものはあるわけですから、区別イコール差別と言いたいのかもしいと思います。

残りの30%は、区別するのはおかしいと答えています。これは、女の子でもズボンをはきたいとか、女はスカートだけは変というふうな、規則としてスカートをはかされているとへの不満というのが非常に強いようです。女スカート、男ズボンの区別が押しつけであると感じている回答としては、国が勝手に決めたからしょうがないとか、束縛されているとか、管理されているとか、差別的とか、そういうのがあります。

解決策としては、制服をやめればそれですべてですが、中には、ずっと変わらないのではないかとというような悲観的な答えもありました。私たちは、制

服における男女の区別というのは、明治以来の性差別教育を引きずるものであるというふうに考えているわけです。男子にはよき軍人とならんがための質実剛健を、女子にはよき軍国の母を求めて良妻賢母を求めてきた、そういうものを教育目標としてきた歴史のなかで形を整えてきたのがいまの制服であろうと考えているわけです。男女の制服の区別というのは、男女の教育の区別の結果であると言って過言ではないと思っています。

4 私服化してみても見えてきたもの

これは県教組のレポートですが、参加者の中で、自分の子どもが女の子だけれども、どうしても女の子のかっこうをしたがらない。ランドセルも男の子のランドセルを持っていた。親はそういうことを認めながら子育てをしたいけれども、この先中学校や高校へ行ったらどうなるんだろうか。そういう区別はぜひやめてほしいという話がありました。

また議論の中で出てきたことですが、最近、横浜市保土ヶ谷区にある中学で、今年の4月からだと思えますが、私服化をしたという報告がありました。

報告の中でその先生は、制服を着せている場合には、生徒を全体として見ていた。しかし私服化されると一人一人の生徒を、その着ている服も含めた個性としてとらえることができるようになった。服装のことについても話しをするけれども、そこから会話が生まれたという報告がありました。

これは高教組のほうですが、体育の先生から、生徒に体操服を着せることについてのリポート問題がかつての神奈川であったのですが、そういうふうに一括して購入することは非常におかしい。スーパーなんかに行けばとっても安いのがいまはあるから、そういうものを着なさいと。そういうことで自由化した。体操着も自由化したという報告がありました。

その自由化された服で高校総体に出たけれども、その先生は胸を張って、不揃いというのは美しいんだというようなことを言っていました。

結論としては、私たちがいろいろ議論した中で、制服の問題も案外やればやれるんじゃないかと。混合名簿のときも、こんなこととでもできないんじゃないかと思っただけけれども、やってみたらいろんな学校で、これは時代の流れなんだということで、いろんなところで広がってきました。それと同じように、制服問題もやればやれるんじゃないか、やってみようじゃないかというのが我々の議論の結論だったと

いうことを申し上げて報告とさせていただきます。

(報告の追加)

先ほど、最初のところでお話かどうしようかと思っただけですが、制服問題というのは本当に輪切り教育の中で、いわゆる偏差値が高いというか、トップレベルの学校では自由が与えられるような傾向というのは、残念ながら本当にあると思います。

そういう輪切りと制服の問題点と先ほど申し上げましたが、私が16年前に勤めたときにタブー視されていたというのは、まさにそういう言い方なのです。「あそこの学校が自由化されてからランクが下がった」「服装が自由化されるとランクが下がるから制服は自由化したらいけないんだ」みたいな、そういう発言を職員の中でする者も実際にあって、非常にその面で根が深いというか、非常に問題のあるところなのです。

私はそういうふうには考えたくないと思うのですが、先ほどから申し上げている観点からもう少し考えて行きたいと思っていますが、実際にそういうふうを感じる職員も多いということをお知らせいたします。

司会 (山口俊司)

ありがとうございました。

ここで、きょうの助言者として参加いただいた喜多先生が、帰って講義しないと生徒から文句を言われるということで、どうしても中座したいということですので、感想を含めて話していただいて、中座していただきたいと思います。

喜多明人氏(子どもの人権連学習研究委員・立正大学)

まだ一本目の報告で、私が感想めいたことを言うのは失礼ではないかと思いますが、私が日ごろ、制服問題も含めて感じていることを幾つかご指摘しま

すので、参考にさせていただければと思います。

一つは、制服がないと教師と生徒の区別がつかないといった実感というものをお話しいただきました。制服が自由になっている学校の生徒の経験とか意識を、制服校と比較するという話もうかがいました。これにたいして、私どもはとにかく観念的に考えるのです。制服の自由化は表現の自由の尊重でいいとか、あるいは自由化すると生活が乱れるとか、そんな議論を架空の議論でやります。

私は、やってみなければわからないと思うのです。例えば一ぺんに自由化しないでも、私服体験学習というのを、例えば一週間でも一カ月でも、とにかく一度やってみようではないか。生徒はそのときにどんな反応をするだろうか。あるいは先生たちはそれについてどう思うかとか。

僕は、先ほどお話しになっていたように、意外な発見というのがあると思うのです。先生と生徒の区別がつかないというのは、ある意味ではすごく大事なことなのかもしれない。実は、教師である、生徒であるという区別を一番よく象徴しているのが制服であり、上下関係みたいな形に縛っているのが実は制服なのかもしれない。そういう意味では、私は一つ、今回の取り組みで非常に勉強になるのは、何事もやってみなければわからない。それが恒常的な制度でなくてもいいから、あるいは実際にやっている学校に体験的に見に行くと、生徒の感想を聞いたりしながら、制服なりいろんなものを改善していくという取り組みが大事だろう。

架空の議論でいい・悪いというふうには、教師は理屈で考えるから、理屈で議論してしまうのですが、むしろ僕は、生徒が私服化したときに生活が乱れるなんてよく言うのですが、本当にそうなんだろうか。それは実際に生徒を信頼して一度やってみる。やってみてまた考えてもいいじゃないかという、そういう柔軟な思考をぜひ求めたいと思っています。

子どもの権利条約 実施のための

◆1,000円(¥240円)◆ **Q&A**

※子どもの権利条約を国や自治体、そして、私たちが自身が実施するための具体的な方法を豊富な資料を使って提示※

☆ 在庫僅少。お早目にご注文ください ☆

差別(2条)の内容と意義/意見表明権(12条)/学校教育と教育行政/遊び(31条)の権利/親の責任と児童福祉/児童福祉施設/保健・医療/少年司法(37条・40条)/国際協力/自治体でのとりくみ/学校・子どものとりくみ……

子どもの人権連 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館/03-3265-2174 F=03-3230-0172

それから、制服自由化で、いまおっしゃったように、人間対人間という関係になるということは、すごくここが大事なところではないかと思っているのです。お互い、いまの社会に生きている人間として、大人も子どももいる。

子どもも人間、生徒も人間であるという、そういう人間関係、人と人とのまとまりという形で、実は学校教育を考えていくということが、恐らくこれから、内側から学校を変えていく上での出発点ではないか。

私たちはどうしても教師であり、生徒であり、生徒というのは指導の対象であり、常に上の立場から見がちです。その限界がいま指摘されているわけですから、例えば生徒会規約を改正できない、校長の承認制というものを取っ払えないその最大の理由は何かといったら、生徒会そのものが指導の対象だという見方を教師が持っているからです。学習指導要領の特別活動という形で生徒会活動も入っているから、教師は生徒の自主活動というのはあくまでも指導の対象と。

一つ上のところにいる以上、生徒は全く、本音で語って、人間対人間という形で語れない。お互いに壁をつくっているのは上下関係だと思いますので、制服はこれを改革していく第一歩だと思います。そういう人間と人間との関係というものを学校改革の基礎にしていく必要があるのではないかと思います。

もう一つ、報告書の最後にありますが、これは私もきょう大変勉強になったのですが、現在のような、高校が輪切りになっている中で、その制服を着ていることが学校の名札をぶらさげているようなものである。これはとっっても恥ずかしいという、こういう見方というのは、生徒の側が、私たちの側からは見えない問題として、今後考えていく必要があると思います。もちろん輪切りの入試制度そのものの問題もありますが、能力差別の結果として出てくる、つまり能力の差が人間の価値の差みたいな見方をされる社会の中で、その学校の制服を着ていることが恥ずかしいというふうな見方をする生徒がいるという問題をどういうふうにかえたらいいのか。

単純にこれは名誉権の問題とかで論じられるかどうかは別ですが、制服問題に対する非常に重要な論点の一つであると感じております。

私のほうから、感想程度ですけれども以上お話しさせていただきました。どうもありがとうございました。

子どもの人権連の本

編集 子どもの人権連 永井憲一 小川利夫

子どもの人権読本

1,000円 (〒240円)

★子どもの権利条約が批准されつつある今、あらためて子どもの人権をめぐる諸問題の検討が求められている。

- I. 子どもの人権はどうなっているか
 - ① 学校と子ども—校則問題を考えるなど
 - ② 家庭と子ども—離婚と子どもなど
 - ③ 地域生活と子ども—受験競争下の子どもなど
 - ④ 警察と子ども—警察から人権を守るQ & A
 - II. 子どもの権利条約の思想と歴史
 - 子どもの権利宣言の誕生
 - 子どもの権利の発展
 - 権利条約の制定と意義
 - III. 子どもの権利条約と国内法
 - 本条約の国内への適用
 - 子どもの自由権・人格権の保障
 - 子どもの手続的権利の保障
 - 外国人の子どもへの権利保障
 - 女性の権利と子どもの権利保障
- 資料編
子どもの権利条約、世界人権宣言など国際文書収録

子どもの人権連

東京都千代田区一ツ橋2-6-2
日本教育会館 6F
TEL 03-3265-2174
FAX 03-3230-0172

◆ 高校での制服について考える TEXT BY 内野みち子

(神奈川県立川崎北高校教諭)

☆“制服に関するアンケートA”の回答 (93年9月) ☆

☆アンケート対象校=制服のある高校3校の1・2年生
☆回答数

	A高	B高(1年)	C高(1年)	ABC計
女	14人	19人	14人	47人
男	25人	23人	20人	68人
計	39人	42人	34人	115人

Q.1=高校に制服があることについて、どう思いますか?

A.1=あるべきだ

	A高	B高	C高	ABC計
女	4人	4人	6人	14人
男	4人	3人	7人	14人
計	8人	7人	13人	28人

A.2=どちらかという、あった方がよい

	A高	B高	C高	ABC計
女	8人	13人	7人	28人
男	11人	6人	5人	22人
計	19人	19人	12人	50人

A.3=どちらかという、ない方がよい

	A高	B高	C高	ABC計
女	0人	0人	1人	1人
男	3人	8人	6人	17人
計	3人	8人	7人	18人

A.4=なくすべきだ

	A高	B高	C高	ABC計
女	1人	2人	0人	3人
男	7人	4人	3人	14人
計	8人	6人	3人	17人

A.5=その他2人

◆高校に制服があることについて、どう思いますか?◆

- ①あるべきだ 28人(24%) [女14人(29%)]
[男14人(22%)]
- ②どちらかという、あった方がよい 50人(43%) [女28人(24%)]
[男22人(19%)]
- ③どちらかという、ない方がよい 18人(16%) [女1人(1%)]
[男17人(15%)]
- ④なくすべきだ 17人(15%) [女3人(3%)]
[男14人(12%)]
- ⑤その他 2人(2%)

Q.2=Q.1で「あるべきだ」「どちらかという、あった方がよい」と回答した方へ。

その理由を選んで下さい(複数回答可)。

A.1=規律正しくてよい

	A高	B高	C高	ABC計
女	0人	0人	1人	1人
男	2人	2人	2人	6人
計	0人	2人	3人	7人

A.2=経済的でよい

	A高	B高	C高	ABC計
女	6人	4人	1人	11人
男	2人	2人	1人	5人
計	8人	6人	2人	16人

A.3=服装について、悩まなくてよい

	A高	B高	C高	ABC計
女	10人	16人	11人	37人
男	12人	7人	7人	26人
計	22人	23人	18人	63人

A.4=みんなと同じである方が安心

	A高	B高	C高	ABC計
女	0人	4人	2人	6人
男	1人	0人	1人	2人
計	1人	4人	3人	8人

A.5=私服だとハデになる

	A高	B高	C高	ABC計
女	0人	2人	1人	3人
男	0人	0人	1人	1人
計	0人	2人	2人	4人

A. 6 = その他

- ①「好きだから」 A高女1人、B高女1人、C高1人
- ②「格構いい」 A高男4人
- ③「冠婚葬祭に便利」 A高女1人

◆なぜ「あるべき」「どちらかという、あった方がよい」?◆

- ①規律正しくて良い 7人(7%) [女1人(1%) 男6人(6%)]
- ②経済的で良い 16人(15%) [女11人(10%) 男5人(5%)]
- ③服装について、悩まなくて良い 65人(60%) [女37人(34%) 男28人(26%)]
- ④みんなと同じである方が安心 8人(7%) [女6人(6%) 男2人(1%)]
- ⑤私服だとハデになる 4人(4%) [女3人(3%) 男1人(1%)]
- ⑥その他 8人(7%)

Q. 3 = Q. 1で「どちらかという、ない方がよい」「なくすべきだ」と回答した方へ。

その利用を選んで下さい(複数回答可)。

A. 1 = 服装は自由であるべきだ

	A高	B高	C高	ABC計
女	2人	3人	3人	8人
男	7人	10人	7人	24人
計	9人	13人	10人	32人

A. 2 = 私服は機能的、活動的だ

	A高	B高	C高	ABC計
女	2人	2人	1人	5人
男	5人	8人	1人	14人
計	7人	10人	2人	19人

A. 3 = 私服の方が衛生的だ

	A高	B高	C高	ABC計
女	1人	1人	0人	2人
男	6人	3人	2人	11人
計	7人	4人	2人	13人

A. 4 = 私服の方がファッション感覚が磨かれる

	A高	B高	C高	ABC計
女	0人	1人	0人	1人
男	2人	3人	1人	6人
計	2人	4人	1人	7人

A. 5 = その他

- ①「個性を出す方がよい」 A高男1人
- ②「制服が気に入らない」 B高1人
- ③「規制するから余計に制服を着飾ったりする」 A高女1人

◆なぜ「どちらかという、ない方がよい」「なくすべきだ」と思う?◆

- ①服装は自由であるべきだ 32人(43%) [女8人(11%) 男24人(32%)]
- ②私服は機能的、活動的だ 19人(26%) [女5人(7%) 男14人(19%)]
- ③私服の方が衛生的だ 13人(18%) [女2人(3%) 男11人(15%)]
- ④私服の方がファッション感覚が磨かれる 7人(9%) [女1人(1%) 男6人(8%)]
- ⑤その他 3人(4%)

Q. 4 = 制服が男女で区別されていることについて、どう思いますか

A. 1 = 区別されていて当たり前

	A高	B高	C高	ABC計
女	10人	14人	9人	33人
男	21人	12人	16人	49人
計	31人	26人	25人	82人

[A. 1の理由]

- ①女と男は違う (A高女3人男4人、C高女1人)
- ②同じだと変 (A高女2人男4人、B高女5人男3人、C高女6人男5人)
- ③当たり前・自然 (A高女1人男1人、B高男1人女2人)
- ④同じじゃイヤ (A高男4人、B高女1人男2人)
- ⑤男か女か一目で分かる (B高女1人男1人、C高男1人)
- ⑥らしくするのが良い (C高男2人)
- ⑦何となく (A高女1人男1人、B高女2人男1人)
- ⑧国が勝手に決めたから、しょうがない (C高男1人)
- ⑨区別されていると思ったことがない (B高女1人)

A. 2 = 区別するのがおかしい

	A高	B高	C高	ABC計
女	3人	5人	5人	13人
男	2人	0人	2人	4人
計	5人	5人	7人	17人

[A. 2の理由]

- ①ズボンを履きたい (B高女2人、C高女3人)
- ②区別は必要ない・良くない (A高女1人、B高女2人、C高男1人、女1人)
- ③男も足を見せてほしい (C高女1人)
- ④私服にすれば問題ない (A高女1人)
- ⑤人類みな兄弟 (A高男2人)

◆制服が男女で区別されているのは、どう思う？◆

- ①区別されていて当たり前 82人 (83%) {女33人(33%)
男49人(60%)}
 ②区別するのはおかしい 17人 (17%) {女13人(13%)
男4人(4%)}

Q.5 = 制服を着ていて、いやだと思ったことがありますか

A.1 = ある

	A高	B高	C高	ABC計
女	11人	10人	10人	31人
男	11人	7人	7人	25人
計	22人	17人	17人	56人

A.2 = ない

	A高	B高	C高	ABC計
女	3人	9人	4人	16人
男	14人	12人	13人	39人
計	17人	21人	17人	55人

◆制服を着ていて、いやだと思ったことある？◆

- ①ある 56人 (51%) {女31人(28%)
男25人(23%)}
 ②ない 55人 (49%) {女16人(14%)
男39人(35%)}

Q.6 = Q.5で「ある」と回答した方へ。
 どんな点でいやだと感じましたか。

- ①天候や寒暖の調整ができない
 (A高女3人男5人、C高男1人)
 ②汚れ、しわが気になる
 (A高女2人男1人、B高女4人男2人)
 ③動きにくい
 (A高男2人、B高女1人、C高男1人)
 ④デザインが悪い
 (A高女1人男1人、B高女5人、C高女多数、男1人)
 ⑤学校帰りに寄る時 (B高女1人)
 ⑥他校生にからまれる (B高男1人)
 ⑦塾や予備校の勧誘にあう (B高男1人)
 ⑧学校がわかってしまい恥ずかしい
 (C高女多数男1人)
 ⑨着替えが面倒 (A高男1人、B高女1人男1人)
 ⑩着崩すといろいろ言われる (B高女1人)
 ⑪みんなが一緒である (B高女1人)

☆制服に関するアンケートB★(93年9月)☆

☆アンケート対象校=制服の自由化された高校3校の1・2年生
 ☆回答数

Q.1 = あなたの高校には制服がありませんが、
 そのことについてどう思いますか？

A.1 = 無くて良い

	A高	B高	C高(1年)	C高(2年)	ABC計
女	13人	31人	19人	20人	83人
男	16人	—	11人	21人	48人
計	29人	31人	30人	41人	131人

A.2 = あるべき

	A高	B高	C高(1年)	C高(2年)	ABC計
女	1人	7人	2人	1人	11人
男	4人	—	4人	1人	9人
計	5人	—	6人	2人	20人

◆高校制服、「無くて良い」「あるべきだ」？◆

- ①無くて良い 131人 (87%) {女83人(55%)
男48人(32%)}
 ②あるべき 20人 (13%) {女11人(7%)
男9人(6%)}

Q.2 = Q.1で「無くて良い」と回答した方へ。
 その理由を選んで下さい (複数回答可)。

A.1 = 服装は自由であるべきだ

	A高	B高	C高(1年)	C高(2年)	ABC計
女	10人	24人	14人	17人	65人
男	12人	—	10人	19人	41人
計	22人	24人	24人	36人	106人

A.2 = 私服は機能的、活動的だ

	A高	B高	C高(1年)	C高(2年)	ABC計
女	7人	22人	16人	14人	59人
男	9人	—	7人	7人	23人
計	16人	22人	23人	21人	82人

A.3 = 私服の方が衛生的だ

	A高	B高	C高(1年)	C高(2年)	ABC計
女	5人	5人	2人	9人	21人
男	7人	—	3人	2人	12人
計	12人	5人	5人	11人	33人

A. 4 = 私服の方がファッション感覚が磨かれる

	A高	B高	C高(1年)	C高(2年)	ABC計
女	1人	7人	3人	3人	14人
男	5人	—	1人	2人	8人
計	6人	7人	4人	5人	22人

◆高校制服「無くて良い」理由は？◆

① 服装は自由であるべきだ	106人(44%)	女65人(27%) 男41人(17%)
② 私服は機能的、活動的だ	82人(34%)	女59人(24%) 男23人(17%)
③ 私服の方が衛生的だ	33人(13%)	女21人(8%) 男12人(5%)
④ 私服の方がファッション感覚が磨かれる	22人(9%)	女14人(6%) 男8人(3%)

A. 5 = その他

- ① 制服なしで過ごしているから (A高男1人)
- ② 私服の方がA高生らしい (A高男1人)
- ③ 制服のようなものは、自分で用意できる (B高女1人)
- ④ 制服は質が悪い (B高女1人)
- ⑤ みんな同じ格好をするのは気持ち悪い、軍隊みたい (B高女2人、C高女1人)
- ⑥ 個性表現の手段 (B高1人、C高女1人、C高男1人)
- ⑦ 制服を買う金がない (C高男1人)
- ⑧ 制服が似合わない (C高女1人)
- ⑨ 標準服はあっても、生徒はまかされている状態が良い (B高1人、C高男1人)

Q. 3 = Q. 1で「あるべき」と答えた方へ。

その理由を選んで下さい(複数回答可)

A. 1 = 規律正しくて良い

	A高	B高	C高(1年)	C高(2年)	ABC計
女	0人	1人	1人	0人	2人
男	0人	—	0人	1人	1人
計	0人	1人	1人	1人	3人

A. 2 = 経済的で良い

	A高	B高	C高(1年)	C高(2年)	ABC計
女	2人	2人	2人	1人	7人
男	2人	—	1人	1人	4人
計	4人	2人	3人	2人	11人

A. 3 = 服装について、悩まなくて良い

	A高	B高	C高(1年)	C高(2年)	ABC計
女	2人	3人	4人	1人	10人
男	2人	—	1人	1人	4人
計	4人	3人	5人	2人	14人

A. 4 = みんなと同じである方が安心

	A高	B高	C高(1年)	C高(2年)	ABC計
女	0人	0人	1人	0人	1人
男	1人	—	1人	0人	2人
計	1人	0人	2人	0人	3人

A. 5 = 私服だとハデになる(C校男1人)

A. 6 = その他

- ① 学生らしい格好だ (B高2人)
- ② 学生としての自覚を持つべき (B高1人)
- ③ 場を考えないで私服を着る人がいる(A高男1人)
- ④ 私服だとかえって自己抑制 (C高女1人)
- ⑤ みんなが気に入る私服のような制服だと良い (C高女2人)
- ⑥ 刺激がたまらない。似合う女の子が着たら very pretty だから (C高男1人)

Q. 4 = 制服が自由化されていて良かったと思う点について書いて下さい。

A. 1 = 着ごこち、動きやすさ

	A高	B高	C高(1年)	C高(2年)	ABC計
女	2人	3人	10人	0人	15人
男	5人	—	2人	0人	7人
計	7人	3人	12人	0人	22人

A. 2 = 天候・寒暖の調整

	A高	B高	C高(1年)	C高(2年)	ABC計
女	6人	23人	6人	11人	46人
男	0人	—	3人	3人	6人
計	6人	23人	9人	14人	52人

A. 3 = 束縛感がない・解放的

	A高	B高	C高(1年)	C高(2年)	ABC計
女	0人	3人	1人	9人	13人
男	1人	—	1人	8人	10人
計	1人	3人	2人	17人	23人

A. 4 =個性が発揮できる

	A高	B高	C高(1年)	C高(2年)	ABC計
女	2人	7人	1人	2人	12人
男	1人	—	1人	5人	7人
計	3人	7人	2人	7人	19人

A. 5 =その他

- ①体の調子・目的に合わせやすい
(A高男1人、C高女6人、男1人)
- ②好みの服が着れる
(A高女4人、B高15人、C高女5人)
- ③気分転換できる (B高2人、C高女2人)
- ④そのまま、遊びに行ける
(A高女2人男3人、B高1人、C高女1人男6人)
- ⑤違反がない (A高女1人、C高女1人)
- ⑥個人の自由がある (C高女1人、男5人)
- ⑦一人の人間として見てもらえる (C高男4人)
- ⑧教室が明るくなる (B高1人)
- ⑨選択の幅が広がる (B高12人)

Q. 5 =制服のある学校では男女が制服が区別されていますが、そのことについてどう思いますか

A. 1 =区別されて当然

	A高	B高	C高(1年)	C高(2年)	ABC計
女	2人	14人	7人	5人	28人
男	10人	—	5人	13人	28人
計	12人	14人	12人	18人	56人

A. 2 =何とも思わない

	A高	B高	C高(1年)	C高(2年)	ABC計
女	7人	10人	2人	6人	25人
男	6人	—	1人	3人	10人
計	13人	10人	3人	9人	35人

A. 3 =その他

- ①男がスカート、女がズボンに変
(A高女2人男3人、C高女3人男3人)
- ②機能的で良い (C高男1人)
- ③遠くから見て男女の区別がついて良い。
(B高1人、C高女1人)
- ④女らしさ、男らしさは大切 (B高1人)
- ⑤区別されていると考えるのは変
(B高3人、C高男2人)
- ⑥女がスカートだけは変
(A高女3人男1人、B高2人、C高女4人)
- ⑦区別の必要はない (B高1人、C高女1人)
- ⑧制服をなくした方が良い
(B高1人、C高女4人男1人)
- ⑨質問の意味が分からない (C高女1人男1人)
- ⑩分からない (C高女1人男1人)
- ⑪ずっと変わらないのでは (C高女1人)
- ⑫区別しなかったら、どんな制服になるか見てみたい
(C高男1人)

☆人事異動の季節。そこで……

会員のみなさま、情報資料をお送りしているみなさま
で住所変更される方は、早めに広報委員宛に必ずハガ
キで変更のご連絡を下さい。

◆広報委員からのお願い……

団体やグループ発行の会報、機関紙などの資料交換を
実施しています。また、各地の子どもの権利条約の学
習会の様子、自治体での広報活動や施策づくりの動き
なども広報委員会に寄せられています。
みなさまからのおたよりや資料をお待ちしています。

◆ 会員 & 読者のみなさまからのおたより…… ◆

◇ 情報資料の送付を希望します。
(山形県新庄市の今田美幸さん＝
学校事務職員)

◆ 情報資料の送付を希望します。
アムネスティ・インターナショナル
人権教育チームでは現在、連続
講演会を実施中です。今後ともよ
ろしくお願い致します。(東京新
宿区西早稲田のアムネスティ・イ
ンターナショナル日本支部人権教
育チーム)

◇ 会員の申し込みをします。下記
の図書を注文します。『今日から
子どもの権利条約』『子どもの権
利条約』(東京荒川区南千住の山
下征治さん＝児童館指導員)

◆ 情報資料の送付を希望します。
(福岡県久留米市の広木留美子さ
ん＝教諭)

◆ 突然のお手紙で失礼致します。
昨年、外務委員会での『子どもの
権利条約、傍聴の際はこちらの佐
藤議員がお世話になりました。

川崎では、昨年に引き続き弁護
士会が行なっている人権110番の
案内チラシを、新中学一年生、高
校一年生に配ることができそうで
す。

横浜市でも、ネットの青景議員
が頑張る35,000人の新中一、高一
に配れるよう話がついたとも聞いて
おります。どちらも教育委員会
を通してのこと。行く行くは人権
などにおいて第三者機関との連携
を強める、ということからも教育
委員会の予算でチラシがまけたら
と思っております。

川崎では、不登校児の対応とし
て、健康学園という施設を作るこ

とが計画されていますが(現在一
時中断)、そんなお金をかけるより、
学校の門を広げいろんな人が関わ
れる条件づくりにお金を使った方
が有効ではないかと考えています。

チラシを配るきっかけになった
のが、'92年秋、各学校に人権110
番のポスターを貼ってもらうこと
でした。

チラシが配られてから、横弁の
110番には川崎からの電話、しか
もそれまでは親からの電話が多か
ったのが、子ども本人からのもの
が増えたとの事です。お知らせま
でに、こちらの取り組みを書かせ
て頂きました。

いろいろなアプローチを今後も
考えていきたいと思っております。
面白い情報などありましたら、お
知らせ頂ければと思います。

また、宮前ネットでは教育部会
というのを設け、教育委員会の傍
聴や準公選の勉強会(中野区の区
議会にも先日いきました)、情報
公開、市民運動の奥津さんからオ
ンブズパースンのレクチャーを受
けたり、と小さな動きですが、活
動を続けております。

一度『子どもの権利条約』の現
状とこれからの課題などについて、
こちらでお話をして頂けないかと
も佐藤議員と話しておりました。
その時は是非お時間を作って頂け
ますでしょうか。

川崎は今年市政70周年を迎えま
すが、その記念事業として『子ど
も議会、の開催を企画しています。
教育委員会も板橋の子ども区議会
について調査したりと動いている
ようですが、そちらに子ども区議
会の情報がありましたらお知らせ

下さい(杉並の富沢さんからは、
杉並の様子をうかがいました)。

お願いばかりになってしまいま
したが、今後共よろしく願い致
します。(神奈川ネットワーク運
動川崎市議会議員団事務局の谷口
真弓さん)

◇ 情報資料の送付を希望します。
4月1日から東京社会部から名古屋
社会部へ移りますので、住所変
更をよろしく。(名古屋市中央区
の杉本裕明さん→朝日新聞)

◆ 会員の申し込みをします。(千
葉県流山市の佐々木亮二さん→千
葉商科大学教授、深田卓也さん→
鳥取県立境水産高校教諭)

◇ 情報資料の送付を希望します。
『子どもの権利条約絵ハガキセ
ット』を10セットお送り下さい。会
員です。(静岡市の葛野尋之さん
→大学教員)

◆ 『子どもの権利条約絵ハガキセ
ット』を15セット注文します。(ふ
えみん婦人民主新聞の赤石さん)

◇ 会費を送金します。(広島県竹
原市の森山洋子さん、徳島市の谷
口彰一法律事務所、千葉県東金市
の高山昭史さん、日本キリスト教
婦人矯風会児童教育部)

◆ 情報資料の送付を希望します。
結婚のため姓変更しました。会費
と絵ハガキ代を送ります。(岩手
県一関市の梁川真由美さん→公務
員)、勤務先の所属がまたまた変
わりました。お手数ですが自宅宛
にお送り下さい。(東京都小金井
市の菅原伸郎さん→朝日新聞東京
本社編集局)

◇ 拝啓、結婚してネパールに在住している者です。所用があり一時帰国しております。

今回こうして手紙を差し上げるのは、ネパールにおける売春問題について、ぜひ取り上げていただきたいと考えたからです。ご存じのように、ネパールにおいても数多くの女性や女兒が国内はもとよりインドへと売られています。この問題について、ネパール国内でもさまざまな NGOs が取り組みを開始しています。私はまだ一年半しか現地滞りしておらず、まだまだ把握できないことが多いのですが、信頼できる CWIN というグループの報告書を見て、私もこの一時帰国を利用して何か手伝えなれないかと思った次第です。CWIN とは、ネパールにおいて子どもの人権を中心に活動する NGOs です。彼らの活動は、同封の小冊子でもわかるように、ストリート・チルドレンの支援がメインですが、その延長として少女売春、人心売買についても調査・報告を行なっています。私が語学に長けていれば、それらのレポートを訳して日本の友人知人にばらまきところなのですが、残念ながら能力がついていきません。そこで、同様の趣旨で活動されている団体に図ってみようと思立ったわけのです。

大変に唐突なお願いですが、同封のレポートを一読していただき、機関紙で紹介して頂いたり CWIN 宛にアクセスして頂きたく存じます。稚拙ながら、私が訳した日本語も併せて同封致します。尚、私の日本での住所は以下の通りです。3月下旬にネパールに戻る予定です。(埼玉県飯能市の角谷美樹子さん)

◆ 赤松文相の「丸刈りゾット」発言は歓迎されているようですが、それは「丸刈りでなければいけない」の裏返しであると思います。「丸刈りでも何刈りでも」自由にきめるのがいけないと言うのが正しい民主主義です。丸刈りのすきな人の思いを封じこめる発言で、私はよろしくないと思うのに、誰もその発言がないのはおかしいです。(京都府日向市の壽岳章子さん)

◇ いつも通信ありがとうございます。さて、「婚外子差別をなくし戸籍制度を考える会」は連絡が変更になりました。それでは、子どもの人権確立をめざして一層のご活躍を期待し、こちらもがんばりたいと思います。(大野城市の松崎百合子さん)

◆ 出版物についての内容と、どのようなものが出版されているのか資料を送って下さい。入会方法も教えて下さい。(大阪市富田林市の村山友佳子さん=大学生)

★資料

九州弁護士会連合会 第46回大会：宣言

(1993年11月5日/熊本市)

子どもは、独立した一人の人間であるとともに、次の時代を担うべき存在である。子どもの権利条約が定める子どもの最善の利益は、子どもをとりまく生活環境全般において実現されなければならない。わが国においては、学校生活が子どもの生活の中で極めて重要な位置を占めている。その中に、子どもの権利条約の精神をいかに浸透させ、実現して行くことができるのかが、今問われている。

その第一歩として、条約の精神にのっとり、学校生活のあらゆる面において、子どもの意見表明権が尊重されなければならない。個人の意見が尊重されず、保障されない状況においては、真に自立した人権感覚あふれる民主的な人格を形成することは困難だからである。特に、校則を定め、懲戒を加えるに際して、子どもの意見が聴取され、最大限反映されるべきである。

そして大人は子どもが自己の意見を形成し、表現できるよう、子どもを支えて行くべきである。その際、子どもの最善の利益の実現に第1次的な責任を負う親の責務は重大である。

われわれは、子どもの権利条約の早期かつ完全批准の実現を政府に求めるとともに、この条約の精神が広く国民各層に浸透し、子どもをとりまく生活環境において、とりわけ学校生活において、子どもが権利の主体として尊重されるよう、あらゆる努力を傾ける決意である。

右宣言する。

学校保健、「子どものため」から

TEXT BY 島山清子
(北海道教職員組合養護教員部長)

「子どもとともに」をめざして

1 学校保健とは何かを問いなおす

1971年に中教審答申、72年には保体審答申が出されそれに続き、81年北海道保健体育審議会も中間答申を出しました。

私たち北教組養護教員部は、この中教審を始めとする一連の答申の背景を考える中で、これまで進めてきた学校保健とはなんだったのかを問い返さざるを得なくなりました。

すなわち、「子どものために」といってやってきたことは、はたして本当に子どものためだったのだろうかということ。もしかしたらある面では自分たち養護教員の自己満足・自己充足の手段ではなかったかという反省をせざるを得なくなりました。

72年は私自身が養護教員として仕事をはじめた年で、経済の高度成長期真っ只中、新任研修のとき列島改造論の田中角栄が首相首班指名をうけたニュースを聞いていました。

そういう社会情勢の中で、子どもたちの成人病化がはじまったとされ、登校拒否が話題になり、「非行」「問題行動」の解決が研修の主なテーマとされていました。71年出された中教審答申は一握りのエリートが日本の進路を決定し、その他大勢の国民は良質な労働力たればよいのだということをはっきりさせたものでした。

知的能力方面からの差別・選別する教育体制を整えたということです。また、保体審答申は「『公害』に負けない体力づくり」のための答申でした。北海道保健体育審議会中間報告では、①健康診断の拡大、②体力づくりの強化、③学校保健組織づくりが主な内容でした。

私たちは81年「北海道学校保健審議会中間答申の学校保健構想について」83年「民主的な学校保健の内容を明らかにするために」というテーマで、学校保健の歴史をはじめ、文部行政がめざす学校保健への批判検討、私たちがめざす学校保健とは何かについて北教組養護教員部内の学校保健検討委員会の

中で検討をすすめ、運動化してきました。

この検討内容を基に全道各支部内（道内25支部）で学習をふかめ、一人ひとりの養護教員の考え方を変わってきました。すなわち「子どものために」から「子どもとともに」の観点に立つとはどういうことなのか、「健康」とはどういうことなのか、という自分たちの仕事の見直し、意識の見直し作業をはじめたわけです。それは、私たち日本人に決定的に不足していた「人権意識」の問いなおしであり、「プライバシー保護」とはどういうことなのかの問いなおしでした。

2 健康診断とは何か、誰のための健康診断か

そして、「病気や障害がないことが望ましいこと」「病気や障害があってはいけない・困る」という意識、私たちが教育の中で植えつけられた、また、私たちが子どもに植えつけていたWHOの「健康観」の問いなおしでもありました。「何のための健康診断か」を問いなおす「健康診断の見直し」のとりくみといえます。

それらの問いなおしをすすめるうちに「何のための健康でなければならないのか」「誰のために健康でなければならないのか」を考えたとき、「健康な国民＝病気や障害がない効率的に働ける労働力づくりのため」であり、いわば、企業や国のためではないかに気づかされました。

その事実は、心臓検診（心音・心電図）の学校検診導入にかかわっての運動や、インフルエンザ集団予防接種中止の運動のとりくみからも確認され、私たちの考え方が大きく前進できたと思います。突然死予防を理由にした心臓検診導入は突然死の大きな要因である部活・スポーツ少年団加熱化・受験体制等をそのままにしたアリバイ的に導入されたものです。

また、インフルエンザ集団予防接種効果がないと言われ、接種事故が続いたにもかかわらずいまだに中止に至っていません。これらのことは、行政の

目は私たち国民や子どもではなく、製薬会社など企業に向いているということに他なりません。

行政・国が学校教育・学校保健に望んでいるものを明らかにした上で、養護教員部は、全道各支部で「子どものために」を脱皮し、「子どもとともに」の観点で、子どもの人権・プライバシーをまもるためにはどんなことができるのか試行錯誤しながらとりくんできました。そのとりくみは、年1回行われる全道合同教研集会で交流したり、養護教員部総会・委員会・学習会の中で交流しあっています。

3 子どもの人権・プライバシーを考える

そのとりくみの中で最も難しいことは私たち養護教員自身を含めた教職員の意識変革をいかに図るかということだと感じています。私自身、学習をある程度しながらも、十分に意識改革が図られているかを振り返ったとき、まだまだだと正直に認めざるをえません。

教育の恐ろしさ、責任を改めて感じさせられているところです。意識改革を図りながら、非常に細かいところからではありますが、それぞれのとりくみが進められています。

例えば、健康診断の際、個別対応のために衝立の活用や、着衣のままの測定、また、事後措置では結果を封書で渡すことや、その内容も、子どもや親に不安を与えないよう一方的で一律なものにしない、治療を強制することをやめることなどです。治療報告の提出も家庭のプライバシーの侵害だと思うのです。また、専門医検診を希望制にしたこと、内科検診を相談形式にしたとりくみや、平均値や肥満度をだすことをやめたことなどもあります。

保健だよりの内容や書き方も変わってきました。今までは、「おどし的内容」や「強制」する内容が主で、こんな事をしないとこういう病気になります、こんなことをしないと、などでした。しかし、学習を深めていく中で、一人ひとりの子どもの生き方は一人ひとりのものだと確認してからは、保健だよりの内容が変わってきています。

たとえば、目の愛護デーにかかわっては視力障害者の存在にも気づいてもらおうとしたり、「視力低下」や「目が悪い」という言い方にもこだわったりするようになりました。

人が生まれてからやがては老いて死を迎えるまでの間、病気やけがに無関係に生きていくことはできません。生老病死を考えた時、私たちが考えなければ

ならないことは、いかに病や障害につき合っていくかの知恵だと思うのです。

全国的にみたら、肥満児指導などが実施されているようです。北海道の養護教員部は、肥満児指導をする中で標準体重がすべてであり、その枠からはずれた子どもは「ダメ」なのだという意識をその子ども自身と、とり巻く子ども・親に与えることをもっても恐れます。

それは、一つの価値観のみの尊重で他と違うことを認めないことにつながり、障害児・者や慢性病を持つ人を差別する意識につながるのだと考えるからです。

4 大切にしたい子どもの感性・感覚

それよりも、私たちが大事にしたいことは、子ども自身が自らの心や体を自分のものとして自分の感性・感覚でとらえる力を持つてほしいということです。

例え、数値的には肥満やヤセであっても、その子どもや大人が生活していくことに不都合がなければ良いのではないのでしょうか。一人ひとりの体は一人ひとり違うのですから、一律に数字で異常・正常を分けることは本当に科学的ではないのではないかと考えます。

健康診断づけになり、健康管理が過度に充実化されているままでは体に対する感性はみがきにくい状況にあります。これから生きていく子どもたちに本当に必要なことは自分の感性・感覚を大事にし、そこからのメッセージを表現していく力だと思うのです。人権を守るということは、その人の自己決定権の尊重だと考えます。

学校という存在は好むと好まざるとにかかわらず強制力が働いています。子どもや親の意志のいかんにかかわらず集団として動いています。北教組養教部は当面学校における健康診断に対しては子どもや親の選択権の幅を広げる運動を提起しています。

私たち学校現場にいる教職員に求められていることは、子どもを対等平等な存在として、同時代を生きる人間同士として認め合うことだと思います。大人（教職員）が上位に存在するのではなく、「子どもとともに」今をいかに生きていくかが問われています。

子どもの人権やプライバシーを尊重するということは教職員自身の人権やプライバシーを尊重することなのです。

子どもの人権と教育関係の報道と記録から…

DATE DOCUMENT

- 93年12/27(月) 文部省が平成4年度問題行動白書「生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策」を発表。また、野崎初中局長名の異例の通知「平成4年度問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」を全国の都道府県教委に出した。
- 94年1/1(土) 日本教職員組合が子どもの人権連の協力のもとで募集した「子どもの権利条約」広報用のコピーの入賞作品を発表（「日教組教育新聞 No.2101）。優秀賞は、「94年子どもの権だ条約キーワード：子どもの居場所に権利条約」（大分権津見見市の小手川和彦産の作品）
- 1/1(土) 赤松文相が「年頭所感」を発表し、生涯学習社会を築くための教育改革推進を協調
- 1/2(日) 総務庁青少年対策本部、第5回世界青少年意識調査を発表。日本の青年は自国社会の問題として「学歴によって収入や仕事に格差があること」を挙げる者が54%で最も多かった。
- 1/5(水) 文部省が「児童・生徒の読書に関する調査研究協力者会議」を発足させた。
- 1/6(木) 元旦夜に日本テレビのバラエティー番組中で、アイヌ民族を著しく侮辱する内容があったとしてアイヌ民族の人たちが同社に抗議→14日(金)、日本テレビが文書で謝罪。
- 1/12(水) 共産党を除く超党派のスポーツ議員連盟のプロジェクトチームが、Jリーグを対象としたサッカーくじ導入法案を第129通常国会提出の方針を決める

DATE DOCUMENT

- 1/17(月) 東京都町田市教委、中学生の自殺問題と課題と関連して生徒の作文を公文書として認定した上で、非公開を決定。
- 1/18(火) 東京都教育庁、都立高校の校長を集めた臨時校長会を開き、高校の新学習指導要領が平成6年度から全面实施させるのに伴い、今春の卒業式、入学式で「日の丸」掲揚と「君が代」斉唱を行なうよう指導した。
- 1/18(火) 小学校5、6年生時代、担任教師に「おまえの顔は見たくない」といった暴言などで不登校になった中学1年の生徒が、広島市個人情報保護要綱に基づき、指導要録のうち、この教師による所見と4年生時の担任教師による所見の開示請求。市側は、指導要録は評価の公正さの確保のため本人への開示を前提としていない—などの理由で非公開を決めた。
- 1/19(水) 一定以上の所得のある家庭の子どもについては保育所との直接契約を導入するとして厚生省の保育制度改革案、「保育問題検討委員会」報告書で賛成、反対の両論併記に
- 1/22(土) 横浜市立富岡中3年生が市内でけんかし、神奈川県立高3年生にナイフで刺され死亡。一少年は警察の調べで「護身用としてナイフを常時持ち歩いていた」と供述するなど、高校生の へのナイフまん延が深刻化。
- 1/24(月) 将棋々士の森安九段が93年11月23日、西宮市の自宅で刺殺体で見つかった事件に絡み、母親に切りつ

- | | |
|---|--|
| <p>けたとして、西宮児童相談所に保護されていた中学1年生の長男（12歳）について、同相談所は処遇を決めたが長男の人権やプライバシーを守るため内容、決定日時などは公表できないとしている。</p> | <p>年末現在の無国籍児（4歳以下）は138人。</p> |
| <p>1/24(月) 女子高生が衣服を脱いでいくパソコンのゲームソフトを有罪書類に指定された業者が指定取り消しを求めた訴訟の判決が宮崎地裁であり「本件規制は青少年の健全育成という合理的目的によるもので合憲」と訴えを棄却。→2月1日、福岡高裁宮崎支部に控訴手続きを取る。</p> | <p>1/27(木) 女性差別撤廃条約の実施状況を監視する国連の女性差別撤廃委員会（CEDAN）が日本政府の報告書を国連本部で審査（～28日）。</p> |
| <p>1/25(火) 日教組傘下の埼玉教祖と埼玉高教組が、埼玉県公文書センターが県立普通科高校（84校）の推せん入試合否基準文書を非公開としたため、同センターに情報公開業務を委託している同県教委に対して行政不服審査請求を行なった。</p> | <p>1/28(金) 衆議院外務委員会は、93年11月26日に閣議決定された「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）批准承認提案を1月31日招集の第119回通常国会で継続審議することを決定、29日の衆議院本会議で正式決定。</p> |
| <p>1/26(水) 東南アジアから出稼ぎに来たとみられる母親から長野県の米国人牧師夫妻に引き取られ無国籍となっているアンデレ・ロバート・リースちゃん（3歳）が日本国籍の確認を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は原告側の請求を棄却。原告側は上告する方針。広島地裁では、フィリピン国籍の母親（31）と日本人の父親（50）の間で生まれた男児（2）の日本国籍を求める訴訟が93年4月に提訴されている。法務省入国管理局によると92</p> | <p>1/28(金) 総務庁、平成5年度版青少年白書『青少年問題の現状と対策』を発表。今年は国際家族年にあたることから青少年の家族関係の実情をとりあげている。</p> |
| | <p>1/28(金) 日教組第43回教育研究全国集会（～31日）が兵庫県神戸市で開催。永井憲一氏が「子どもの権利条約と日本の教育の未来」と題した記念講演。6,000人が参加した全体集会で横山委員長は、人権と共生の理念にマッチした子ども観と教育観、子どもの権利条約の理念を生かした人権教育の推進を強調。</p> |
| | <p>1/29(土) 第128臨時国会終了</p> |
| | <p>1/31(月) 第129通常国会召集（～6月29日までの150日間の予定）
国会の勢力分野（1月31日）現在
※衆議院＝自民222、社会74、新生61、さ日55、公明52、</p> |

★ 子どもの権利条約 コピーを募集しています ★

子どもの権利条約の広報と学校や家庭で生かしていくためのコピー募集。20字程度。採用コピーは、子どもの人権連制作のポスターやリーフレットに使用します。採用分には謝礼を進呈。応募される方は、氏名、住所、年令、職業を明記下さい。

民社19、共産15、改革
5、無所属8の欠員0
※参議院=自民96、社会73、連新
26、公明24、民社11、
共産11、二院75、無所
属6、欠員0

- 1/31(月) 公文書公開条例に基づき、小学校の時の自己の指導要録の公開を求めて拒否された男性が非公開決定の取り消しを求めた訴訟で東京地裁が「公開すれば、教師が有りのままの記載をせず、指導要録が形骸化する恐れがあり、非公開でよい」などと述べ請求棄却する判決。指導要録の公開をめぐる訴訟では初めての判決。神奈川県川崎市では93年2月から、個人情報保護条例に基づき、卒業生については本人分の指導要録を公開。
- 1/31(月) 東京都中野区の本会議で、教育委員準公選制の制止条例を自民、公明、民社などの賛成多数で可決。条例施行は1年後。
- 2/2(火) 家庭内暴力の長男を刺殺したとして殺人罪に問われた元埼玉県立高校教諭夫妻に対し東京高裁は一番判決を棄却し、父親に懲役4年実刑。母親に同3年、執行猶予5年の一審を支持し検察側の控訴を棄却。
- 2/8(火) 高校受験時に提出した中学校の内

申書に虚偽の内容を記載されたとして元生徒の母親が当時の中学校長と教頭を有印虚偽公文書作成などの罪で告発していた問題で、浦和地検は二人をそれぞれ不起訴処分と起訴猶予処分とした。

- 2/10(木) 山形県新庄市の明倫中学校で93年1月に起こったマット死事件で、山形家裁から障害致死罪で保護処分決定を受け仙台高裁で抗告を棄却されたため、最高裁に再抗告している少年3人の付き添いの弁護士が「被害者の死因には重大な疑問がある」とする補充書を最高裁に提出。
- 2/14(月) 茨城県土浦市の県立土浦工業高校で、教師に暴力を振るったとして退学処分を受けた3年生A君の両親が校長を相手取って処分取り消しを求める訴訟を起こしたところ、学校側が「当初の判断は勇み足だった」として処分を撤回
- 2/15(火) 埼玉県草加市の女子中学生殺人事件(1985年)で、殺人罪に問われその後事実上の無罪判決を受けた元少年5人(当時14~15歳)が、刑事裁判の再審請求に当たる第3次保護処分取り消しを申し立てていた問題で、浦和家裁は「保護処分取り消しは、処分継続中に限られ、少年たちが成人に達した時点

子どもの権利条約と 国内法の問題点

◆B5版・300円(〒240) ◆話題のパンフレット◆
『子どもの権利条約』(国際教育法研究会訳)に次ぐ子どもの人権連の広報出版物(1990年1月刊)。子どもの人権連学習研究委員合・現行法制検討小委員会報告。

※子どもの権利条約とそれにかかわる現行国内法制について、条約の各条項ごとに、主として国内法の問題点をまとめたもの。

※本書は、30回にわたる研究会での検討結果をまとめたもので、各条文毎に関係する国外法を挙げ、主に条約内容に国内法が違反・抵触したりその疑いが強いものを指摘したもの。

★批准運動後の学習テキストとして最適★

子どもの人権連 東京都千代田区一ツ橋2-6-2
日本教育会館6F / 03-3265-2174

- ◆ 「子どもの権利条約」の批准承認案が衆参両院で可決されました。(詳細は次号)。細川連立内閣の誕生により、与野党攻守ところを変えた論戦が期待されましたが、やはり議員と官僚のやりとりに終始しました。
- ◆ 「権利条約」批准承認をめくり大きな焦点となった翻訳について、外務省は「訳文委員会」を設置して、より慎重な検討をすすめる意向を表明しました。しかし、国会に翻訳のチェック機能を持たせるべきとの私たちの要望にたいしては、翻訳そのものは内閣の専権事項だと突っぱねました。
- ◆ この背景には、行政機関はその道のプロであり、立法機関がとやかく言うことがらではないという彼らの考えが見え隠れしています。いうまでもなく、国会は選挙によって国民から付託をうけた議員で構成されており、その時々の国民の意思を反映したものとなっています。これにたいし官僚は、国民の直接の付託があるわけでもなく、責任を負う立場にもありません。
- ◆ こうなった責任は、官僚にもありますが、外務委員会のように委員会を3ヵ月も行わず、重要な政治課題にたいして有効な政策が立案できない国会議員にもその一端があります。
- ◆ 私たちも、このような状況を改善するために、批判にとどまらず、必要と思われる政策の積極的な提言が求められています。子どもの権利に関しては、保育を含む子育てに関する施策、子どもの権利オンブズパーソンの設置方法、少年の再審制導入など課題が山積しています。皆さんの積極的な提言への参加をお願いします。

お・知・ら・せ

- ① 住所を変更された時は、ハガキに新旧両住所併記のうえ、事務局までお知らせください。電話での変更通知はご遠慮ください。
- ② 住居表示が変更になった場合も上記と同様におねがいたします。
- ③ 会員の方が有料の広報出版物を購入される場合、頒価の20%offとなります。お申し込みの際は、必ず会員である旨をお知らせください。
- ④ 本誌送本の宛名の下に会員コードナンバーと、会費切れ年月日を記載しております。原則として毎月末に会費切れの方へ請求書と郵便振込用紙をお送りしますので、お早目にご送金願います。

(例) 一ツ橋千代子様

A-10356/'94.09.15

↳個人会員コードナンバー ↳会費切れ年月日

※ 団体会員の場合は、日-標識です。

☆ 編集スタッフ ☆

編集長

福山真劫 (子どもの人権連事務局次長
自治労社会福祉評議会事務局長)

編集委員

浦野高宏 (子どもの人権連事務局員
自治労社会保障局書記)

笠井博徳 (子どもの人権連事務局員
日教組教育文化運動局書記)

菅源太郎 (子どもの人権連事務局員)

平野裕二 (子どもの人権連事務局員
ARC代表・チルドレンズレポート編集長)

● いんふおめーしょん/子どもの人権連 No.29 /94年3月号 1994年3月25日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆ 発行&編集人

子どもの人権連広報委員会/福山真劫

◆ 事務局

〒101 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F
TEL 03(3265)2174 FAX 03(3230)0172
郵便振替/東京8-18438 (子どもの人権連)

◆ 年間購読料

3,000円 (ただし、会員は会費を含む)

子どもの人権連の本

今日から

子どもの権利条約

子どもの人権連ブックレットNo.2
A4版/500円(〒240円)

☆学校教育や教育行政において、子どもの権利を保障していくことが日本の子どもの権利保障のカギのひとつであるとの立場から編集されたもの。30数項目の質問にこたえる形式をとり、どこから読み始めても読者の要望にこたえられるユニークな解説書。

子どもの権利条約 対訳集 児童の権利条約

子どもの人権連ブックレットNo.3
A5版/500円(〒240円)

☆1989年11月20日、国連で採択され、1990年9月2日国際法として発効した *Convention on the Rights of the Child* の全条対訳を英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ駐日事務所訳(仮訳)で示した貴重な学習研究資料集。

☆また、92年3月13日、政府が閣議決定した「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」など政府資料も掲載し、〈子どもの権利条約の批准にあたって—その問題点と課題〉を多角的に明らかにした解説も同時収録。

子どもの権利条約と国内法の問題点

300円(〒240円)

☆子どもの権利条約の各条文毎に関連国内法規などを明記し、国内法制度のどこが問題点であるかを明らかにしたパンフレット。
条約批准にむけて、関連国内法制度の整備充実は緊急なテーマ。

子どもの権利条約、実施のためのQ&A

1,000円(〒240円)

☆権利条約の理念と諸規定を日本で実施するための問題点の整理を豊富な関連資料を使って解説。子どものための世界サミットの宣言、権利条約関連の文献リストなども収録。

子どもの権利条約 絵はがきセット(8枚ケース入り)

200円(〒72円)

全党に聞く。どう考える? 子どもの権利条約

1,000円(〒240円)

子どもの権利条約

1,000円(〒240円)

子どもの人権読本

1,000円(〒240円)

☆会員情報誌(月刊)★いんふおめーしょん 子どもの人権連



子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN
TEL 03-3265-2174 FAX 03-3230-0172 郵便振替 東京 8-18438
東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F